

避難所運営委員会等の結成及び活動の促進に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、避難所運営委員会及び避難所運営連絡会の結成並びにこれらの活動の促進に関し必要な事項を定めることにより、震災等発生時における秩序ある避難所の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難所運営委員会 震災時避難所の運営主体となる組織として、当該避難所に避難することとなる自主防災組織等で構成される団体をいう。
- (2) 避難所運営連絡会 複数の震災時避難所間の連携を目的として、おおむね3の避難所運営委員会、震災時避難所の施設管理者及び市を構成員として組織された団体をいう。

(結成の届出)

第3条 避難所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を結成したときは、当該団体は、避難所運営委員会結成届(別記様式)により市長に届け出るものとする。

(結成の促進)

第4条 市長は、運営委員会を結成していない自主防災組織等及び連絡会を結成していない運営委員会に対し、その結成を促すものとする。

2 前項の規定による結成の促進に関する事務は、市長室が行う。

(運営委員会の活動)

第5条 運営委員会は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 避難所の運営に係る訓練の企画及び実施
- (2) 避難所の運営に係る会議、研修等
- (3) その他避難所の運営に関すること。

(連絡会の活動)

第6条 連絡会は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 複数の震災時避難所間の連携に関する協議
- (2) 地域外の避難所運営委員会及び避難所運営連絡会との相互協力体制の整備
- (3) その他避難所の運営に関し避難所運営連絡会として必要な事項に関する協議等

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、市長室長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する

別記様式(第3条関係)

避難所運営委員会結成届

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

氏名
代表者
住所

次の通り、避難所運営委員会を結成しましたので、届け出ます。

1 避難所の名称

2 結成年月日

3 構成員

自主防災組織等の名称	代 表 者